別添５

平成２１年（排）第１１号

排　除　命　令　書

東京都福生市東町１番地１
株式会社協和
同代表者　代表取締役　堀　内　泰　司

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　株式会社協和（以下主文において「協和」という。）は，直接又は取引先販売業者を通じて一般消費者に販売している「シャンピニオンミラクル」と称する食品（以下主文において「シャンピニオンミラクル」という。）の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，平成１７年２月ころから平成２０年６月ころまでの間同社がインターネット上に開設したウェブサイトにおいて，当該商品を摂取することにより，「シャンピニオンエキス」と称する成分によって口臭，体臭及び便臭を消す効果が得られるかのように示す表示をしているが，かかる表示は，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

２　協和は，今後，シャンピニオンミラクル又はこれと同種の商品の取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

３　協和は，今後，シャンピニオンミラクル又はこれと同種の商品の取引に関し，表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく第１項の表示と同様の表示をし

てはならない。

4　協和は，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　株式会社協和（以下「協和」という。）は，肩書地に本店を置き，食品の製造販売業を営む事業者である。

2 (1) 協和は，平成１２年６月ころ以降，「シャンピニオンミラクル」と称する食品（以下「シャンピニオンミラクル」という。）を，我が国に所在する事業者に委託して製造させ,取引先販売業者を通じて一般消費者に販売するとともに,同社がインターネット上に開設したウェブサイトに広告を掲載し，同ウェブサイトで注文を受け付けることにより，一般消費者に販売している。

(2) シャンピニオンミラクルは，「シャンピニオンエキス」と称する成分を含有する錠剤状の食品であり，１日６粒ないし１２粒程度を水と共に飲み込んで摂取することによって，口臭，体臭及び便臭を消す効果が得られるとする商品である。

3　協和は，シャンピニオンミラクルについて，平成１７年２月ころから平成２０年６月ころまでの間，同社がインターネット上に開設したウェブサイト（別添写し）において，「悪臭は食べた食品が体内で腐敗し、発生したアンモニアやスカトールなどが原因となって起こります。」及び「シャンピニオンエキスにはこれら腐敗物質に直接働きかけ、体外への排出を助ける働きに期待されています。」と記載の上，「マッシュルームから抽出されるシャンピニオンエキスは、その消臭効果で、口臭、体臭、便臭などに期待されています。」及び「口臭・体臭・便臭に！」と記載することにより，あたかも，シャンピニオンミラクルを摂取することにより，「シャンピニオンエキス」と称する成分によって口臭，体臭及び便臭を消す効果が得られるかのように示す表示をしている。

4　公正取引委員会は，前記３の表示について，景品表示法第４条第１項第１号に該当する表示か否かを判断するため，同条第２項の規定に基づき，協和に対し，期間を定めて，当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ，協和は，当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが，当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

法　令　の　適　用

前記事実によれば，協和が行っていた表示は，景品表示法第４条第２項の規定により，シャンピニオンミラクルの内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって，かかる行為は，同条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成２１年２月３日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　濱　崎　恭　生

委　員　後　藤　　晃

委　員　神　垣　清　水